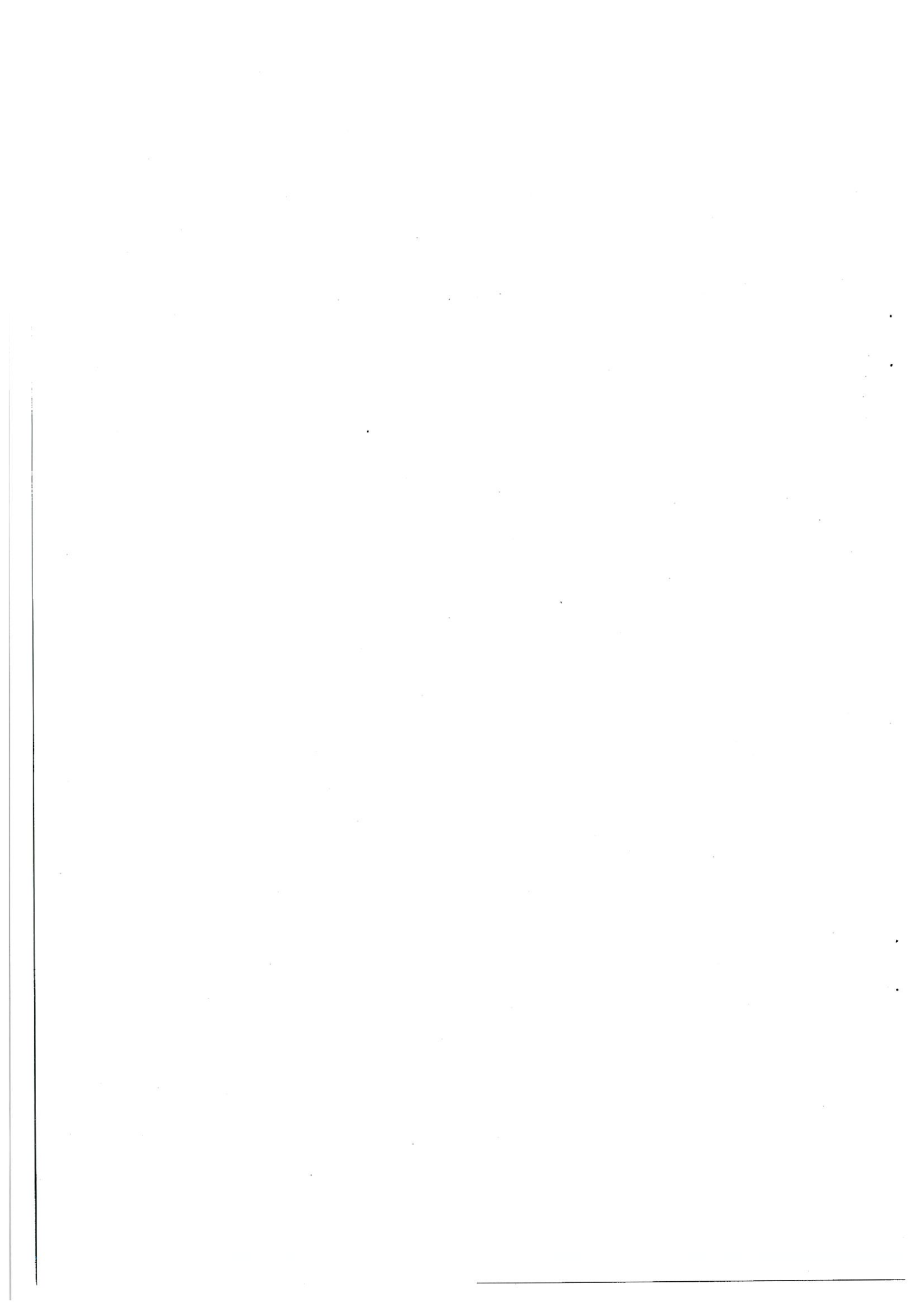


令和3年度

「土地改良補償業務管理者（補）」資格試験問題

目 次	
問題1（択一式）	1頁
問題2（択一式）	9頁
問題3（択一式）	21頁



(令和3年度)

問題 1

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題 1 土地改進黨業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問 1) 農業農村整備事業における位置付けに関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農業農村整備事業のうち、農業生産基盤整備に係る事業は土地改良法で規定された土地改良事業により実施されている。
- 2 農業農村整備事業は、水と土地を相手に、自然との共生を図りながら営まれている農業を支援するための事業の総称である。
- 3 農業農村整備事業により実現を図るとされている「農業の持続的発展」「農村の振興」「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」の4つの理念は、土地改良法に掲げられている。
- 4 農業農村整備事業は、農政の重要な柱として、農業生産の基礎と農村の生活環境の整備を行っている。

(問 2) 土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定）の政策課題に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出を政策目標としている。
- 2 頻発化・激甚化する災害に対応した農業生産力の強化による農業・農村の強靱化を政策目標としている。
- 3 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化を政策目標としている。
- 4 高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化を政策目標としている。

(問 3) 土地改進黨業の費用対効果分析に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 食料の安定供給の確保に関する効果として、水源かん養効果、景観・環境保全効果、都市・農村交流促進効果などが挙げられる。
- 2 農業の持続的発展に関する効果として、維持管理費節減効果、地域用水効果、一般交通等経費節減効果などが挙げられる。
- 3 農村の振興に関する効果として、地積確定効果、国土造成効果、非農用地等創設効果などが挙げられる。
- 4 多面的機能の発揮に関する効果として、作物生産効果、品質向上効果、営農経費節減効果などが挙げられる。

(問4) 農業用水路のパイプライン化による水管理労力の軽減に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 既設の開水路をパイプライン化することにより、水路からの漏水や蒸発散がなくなり、用水不足が解消される。
- 2 パイプラインによる農業用水の送水・配水の特徴は、用水量の節約、水管理の容易性、用地費の節約、水質の保全、水圧の有効利用などである。
- 3 パイプライン化とはほ場の水管理の自動化は、必要水量だけを供給する節水型の水利用が実現し、自動給水装置の設置は経営規模の拡大を促進する。
- 4 農業用水路のパイプライン化は、供給主導型の水利用システムが構築されるため、水利用の自由度の高まりによる農家の栽培作物の選択的拡大や水管理労力の抜本的な改善などが図られる。

(問5) 農村整備による快適な農村環境の実現に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 集落道と農道を一体的に整備することにより、集落からほ場までの通作時間が短縮する。
- 2 ほ場整備により、優良農地の確保と一体的に商業施設や公園等の非農用地を創出し、生活環境が改善する。
- 3 農業集落排水施設により農用地の過剰な水を排除して農作物を湿害から守り、農村の資源循環が促進する。
- 4 営農飲雑用水を整備することにより、生活雑排水等が処理され定住環境が向上する。

(問6) 農業水利施設のストックマネジメントに関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 スtockマネジメントとは、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく、適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理を行いつつ、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る技術体系及び管理手法の総称である。
- 2 スtockマネジメントにおけるライフサイクルコストは、施設の建設に要する経費、供用期間中の維持保全コストや、廃棄に係る経費に至るまでの全ての経費の総額である。
- 3 スtockマネジメントにおいては、機能保全コストにかかわらず施設の重要度、リスク等を勘案し、適切な手法を選択することを基本とする。
- 4 スtockマネジメントの実施サイクルは、日常管理、定期的な機能診断、対策の計画と実施、各過程で得られるデータの蓄積と利用などの繰り返しにより実施される。

(問 7) 土地改良事業の種類に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 農用地の造成は、非農用地から農用地への地目変換のほか農用地間の地目変換も含まれる。
- 2 農用地の保全又は利用上必要な階段工、土留工、防風林などの施設の管理は、土地改良事業である。
- 3 交換分合は、土地の区画形質の変更を伴わずに農用地の集団化を図る土地改良事業である。
- 4 土地改良施設の災害復旧は土地改良事業であるが、土地改良施設の突発事故被害の復旧は土地改良事業ではない。

(問 8) 土地改良事業の実施手続等に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 土地改良区を設立して土地改良事業を施行しようとするときは、15人以上の事業参加資格者の申請によって行われる。
- 2 国営、都道府県営土地改良事業の申請人は、あらかじめ、当該土地改良事業の計画の概要を公告・縦覧に供して地域住民の意見聴取を行わなければならない。
- 3 土地改良事業の申請を受けた国又は都道府県は、当該土地改良事業の適否を決定したときには、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地については、農業者からの申請によらず、都道府県が土地改良事業を行うことができる。

(問 9) 土地改良区に関する記述のうち、適當なものはどれか。

- 1 土地改良区は、土地改良事業と有機的関連のある附帯事業を行う場合は、定款に記載し市町村長と協議しなければならない。
- 2 土地改良区は、定款で定めることにより、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものを准組合員とすることができる。
- 3 准組合員には議決権や選挙権があるが、施設管理准組合員には議決権や選挙権を有しない。
- 4 土地改良区は、定款で定めるところにより、施設管理准組合員に対し、土地改良施設の管理に係る経費を賦課徴収することができる。

(問 10) 土地改良事業の基本的要件に関する記述について、(A) から (D) に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。

- ・ 土地改良事業の施行が (A) に可能であること。
- ・ 土地改良事業の全ての効用がその全ての (B) を償うこと。
- ・ 土地改良事業に要する受益者負担金が、その負担能力の (C) を超えないこと。
- ・ 土地改良事業が (D) に配慮したものであること。

	A	B	C	D
1	技術的	費用	限度	環境との調和
2	経済的	費用	範囲	環境との調和
3	技術的	義務	限度	地域住民
4	経済的	義務	範囲	地域住民

(問 11) 土地改良事業に関し、国、都道府県、市町村又は土地改良区等の職員等（以下「職員等」という。）が行う土地等の調査等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 職員等は、土地改良事業に関係のある土地を管轄する登記所に、無償でその土地改良事業に必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは登記事項証明書を求めることができる。
- 2 職員等は、土地改良事業に関し必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、当該土地に立ち入って測量し、又は検査をすることができる。
- 3 職員等が、あらかじめ土地の占有者に通知して立ち入って測量を行った場合は、これによって生じた損失については補償する必要がない。
- 4 職員等は、土地に立ち入って測量をする場合は、身分証明書を携帯し、当該土地の占有者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(問 12) 土地改良財産の管理及び処分の態様等に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業において、工事の必要上すでにある水路の付替を要する場合には、その付替工事によって新たに生じた水路と当該付替工事によって用途を廃止された水路とを交換することができるが、水路の敷地は含まれない。
- 2 土地改良区等において、管理の費用を負担した土地改良財産である土地改良施設の全てについて、当該施設に係る土地等でその用途を廃止したものをその負担した費用の範囲内で当該土地改良区等に譲与することができる。
- 3 土地改良財産である一般土地改良施設に限り本来の用途又は目的を妨げない限度において、土地改良財産を他の用途又は目的に使用させ、若しくは収益させることができる。
- 4 金銭補償に代えて、国営土地改良事業の一部として行う工事によって生じた土地改良財産たる工作物その他の物件を被補償者に譲与することができるが、土地は含まれない。

(問 13) 国有財産の分類等と土地改良財産の他の法令による管理との関係に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産は、国営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、水路等の工作物及びその敷地であり、公用財産、公共用財産及び普通財産で構成されている。
- 2 土地改良財産である道路が道路法による路線の認定を受けたときは、原則として当該土地改良財産を同法に基づき道路管理者に譲与する。
- 3 土地改良財産である干拓堤防等が海岸法による海岸保全施設となったときは、当該土地改良財産を海岸管理者に譲与する。
- 4 土地改良財産である施設が河川管理施設との兼用工作物となったときは、当該土地改良財産を河川管理者に所管換しなければならない。

(問 14) 土地改良財産の定義に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 国営土地改良事業のために取得した流水占用権等のいわゆる水利権は、土地改良法の定める水の使用に関する権利に含まれず、土地改良財産とはならない。
- 2 国営土地改良事業のために取得した土地、権利は土地改良財産となるが、立木は立ち枯れによる滅失があるため、土地改良財産とはならない。
- 3 土地改良財産の管理とは、維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、追加工事等を含むとされている。
- 4 農林水産大臣が、土地、権利又は工作物その他の物件の所管大臣と協議して国営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたものは、土地改良財産である。

(問 15) 土地改良財産の委託管理に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地改良財産は、その施設により利益を受ける者に管理を委託することが便宜であり、かつ、適切な管理が行われると期待されることから、土地改良区等に管理を委託し国は管理を行うことができない。
- 2 管理受託者は、受託に係る土地改良財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に必要な費用を負担しなければならない。
- 3 管理を委託した土地改良財産について、管理受託者の管理により生ずる収入は、当該管理受託者に帰属する。
- 4 国営土地改良事業で造成されたダムその他のえん堤及び揚水施設については、当該国営土地改良事業に係る予定管理方法等に従い、その管理者として定められた者に管理を委託することとされている。

(令和 3 年度)

問 題 2

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題 2 土地改良補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問 1) 土地改良補償要綱第 2 条に規定する土地等の語句の定義等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地等とは、土地、土地収用法第 5 条に掲げる権利、同法第 6 条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び同法第 7 条に掲げる土石砂れきをいう。
- 2 権利とは、民法その他の法律により権利として認められているもののほか、永年にわたって反復継続して営まれている実態から社会通念上権利として認められる程度までに成熟した慣習上の利益を含むが、単なる反射的利益を享受している場合は除かれる。
- 3 土地等の取得とは、土地、土地に定着する物件及び土地から未分離の状態にある土石砂れきの所有権の取得並びに土地収用法第 5 条に掲げる譲渡性を有する権利を譲り受ける場合は含まれるが、これらの権利を消滅する場合は含まない。
- 4 土地等の権利者とは、土地を取得し、又は使用する場合における補償を受けることができる者であり、土地収用法第 8 条第 2 項及び第 3 項に掲げる土地所有者及び関係人と同様である。

(問 2) 土地改良補償要綱第 8 条に規定する土地の補償額算定の基本原則及び同第 9 条に規定する土地の正常な取引価格に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 下水処理場用地の取得に当たって、当該施設の設置が予想されることにより当該土地の取引価格が低下した場合においては、その低下した取引価格によって補償する。
- 2 正常な取引価格を定める場合においては、土地所有者がその土地に対して有する主観的な感情価値及び土地所有者又は特定の第三者がその土地を特別の用途に用いることを前提として生ずる価値を考慮する。
- 3 取得する土地に建物その他の物件があるときは、当該土地と当該物件を一体評価した正常な取引価格で補償する。
- 4 取得する土地の正常な取引価格は、近傍類地の取引価格を基準とし、それぞれの土地の価格形成上の諸要素を総合的に比較考量し算定する。

(問3) 土地改良補償要綱第11条、第13条及び第14条に規定する土地に関する所有権以外の権利の消滅に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 使用貸借による権利に対する補償は、当該権利が賃借権であるものとして評価した場合の3分の1程度を標準とする。
- 2 占有権に対しては、その占有期間が20年を超える長期のものについては補償の対象とする。
- 3 補償の対象となる所有権以外の権利の種類としては、地上権、永小作権、地役権、入会権のほか、抵当権、質権等の権利もある。
- 4 取得する土地に地上権、永小作権又は地役権が設定されている場合は、当該権利を消滅させるものとして、その補償額は近傍類地の同種の権利の正常な取引価格を基準として算定する。

(問4) 土地改良補償要綱第38条に規定する果樹等の収穫樹の伐採補償に関する記述のうち、(A)～(D)に当てはまる組合せとして適当なものはどれか。

取引事例のない果樹等の収穫樹を伐採することが相当であると認められる場合の(A)及び(B)の補償額の算定方法は、(B)については、伐採後の残存効用年数に対する純収益の(C)とし、(A)については、現在までに要した経費の(D)とする。

	A	B	C	D
1	未収益樹	収益樹	後価合計額	前価合計額
2	未収益樹	収益樹	前価合計額	後価合計額
3	収益樹	未収益樹	後価合計額	前価合計額
4	収益樹	未収益樹	前価合計額	後価合計額

(問5) 土地改良補償要綱第18条に規定する漁業権等の消滅に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 漁業権等の消滅とは、事業の施行により当該権利等に係る漁場の全部又は一部について漁業権等の行使ができなくなることをいう。
- 2 平均魚種別漁獲量には、漁業権等を消滅させる地域における実情を調査して、統計及び税務申告書等の資料を参酌して定めるものとし、自家消費に当てられたものは含めない。
- 3 消滅させる漁業権等に対しては、当該権利を行使することによって得られる平年の純収益を資本還元した額を基準として、当該権利に係る水産資源の将来性等を考慮して算定した額を補償する。
- 4 平均年間純収益の純収益は、豊凶の著しい年を除いた評価時前3か年ないし5か年の平均魚種別漁獲量に魚価を乗じて得た平均年間総漁獲額から、平均年間経営費を控除して得た額とする。

(問6) 土地改良補償要綱第22条、第23条及び23条の2に規定する土地等の使用に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 施設の設置に伴い、土地の空間又は地下の一部を使用する場合における補償額の算定方法は、当該土地の正常な取引価格に50パーセントを乗じて算定する。
- 2 土地を使用する場合において、その期間が5年間であるときは、当該土地の所有者から取得の請求がなくても当該土地を取得しなければならない。
- 3 土地を使用する権利としては、土地の使用貸借契約に基づく権利及び土地の賃貸借契約に基づく権利等であり、地役権は当該権利の内容から土地を使用する権利ではない。
- 4 正常な地代又は借賃は、使用する土地及び近傍類地の地代又は借賃に、これらの土地の使用に関する契約が締結された事情、時期等を考慮して適正な補正を加えた額を基準とする。

(問7) 土地改良補償要綱第44条に規定する農業休止の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 農業休止の補償における休止期間中の固定的な経費とは、公租公課、施設の減価償却費及び施設の維持管理費等であり、公租公課には所得税も含まれる。
- 2 農業休止の補償における休止期間中の所得減は、休止前の所得相当額から休止後においても得られる予想所得相当額を控除して求める。
- 3 所得相当額は、農業粗収入から農業経営費を控除した額となるが、農業経営費には自家労働の評価額を含めない。
- 4 土地等の使用に伴い通常農業を一時休止する必要があると認められるときは、休止期間中の固定的経費と休止期間中の所得減を補償する。

(問 8) 土地改良補償要綱第 2 6 条に規定する建物等の移転料に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 建物の移転工法としては、再築工法、曳家工法、改造工法及び復元工法等があるが、建物の構造及び用途により移転工法が異なるので、当該建物に最適な移転工法を認定し、次に通常妥当と認められる移転先を選定する。
- 2 建物等の移転に伴い木造の建築物に代えて耐火建築物を建築する等の建築基準法その他の法令の規定に基づき必要とされる既設の施設の改造に要する費用は、当該建物所有者の請求により移転料に加えて補償する。
- 3 建物の移転工法における再築工法に構内再築工法があるが、この工法は、残地に従前の建物と同種同等の建物又は従前の建物に照応する建物を建築することが合理的と認められる場合に採用する工法である。
- 4 建物の移転工法における改造工法は、建物の一部を切り取っても従前の機能にほとんど影響を与えないと認められる場合に認定する工法である。

(問 9) 土地改良補償要綱第 3 7 条に規定する用材林及び薪炭林の立木の伐採補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 伐期未到達立木であって、市場価格のあるものについては、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額から、当該立木の現在価格を控除した額を補償する。
- 2 伐期未到達立木であって、市場価格のない人工林については、現在までに要した経費の後価合計額から、現在までの収益の後価合計額を控除した額を補償する。
- 3 伐期未到達立木であって、市場価格のない天然生林については、伐期における当該立木の価格の前価額を補償する。
- 4 薪炭林の台木については、将来の各伐期における推定純収益を資本還元した額を補償する。

(問 10) 土地改良補償要綱第 29 条に規定する動産移転料に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 移転対象となる動産は、屋内動産と一般動産に分けられ、屋内動産は建物の占有面積及びその収容状況を調査し、一般動産は品目、形状、寸法、容量、重量等を調査し、一般貨物自動車の運賃により算定する。
- 2 土地等を使用する場合で、使用終了後に従前地に移転する動産に対する補償の額は、当該土地等の使用前に補償した動産の移転料と同額として、当該土地等の使用終了後に契約を締結して補償する。
- 3 屋内動産とは、居住用家財、店頭商品、事務用什器、据付けをしていない機械器具又は金庫その他の動産で普通引越荷物として取り扱うことが適当なものをいう。
- 4 土地等の取得又は使用に伴い移転する動産の移転料については、通常妥当と認められる移転先に通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用を補償するもので、取扱いの困難な動産であっても特殊経費を加算することはできない。

(問 11) 土地改良補償要綱第 52 条に規定する土地等の返還に伴う補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 使用する農地を原状に回復することが必要と認められる場合の補償において、原状回復に通常要する費用には、水利施設の復旧費、客土費及び一定期間の肥料費等は含まれるが、収益が回復するまでの収益減少額は除かれる。
- 2 使用する農地を原状に回復することが困難な場合において返還時の現状のまま引き渡すときは、当該農地の形質変更等によって生ずる損失を適正に算定し補償することとなるため、使用終了後に補償契約を締結する。
- 3 使用する農地を原状に回復することが必要と認められる場合の補償において、原状回復に通常必要な期間は、水利施設の復旧工事及び客土工事に要する期間に加え、施肥等による地味の回復及び作付適期に作付けできないことを考慮した期間とする。
- 4 農地を使用する場合において、使用終了後における原状回復の必要性の有無については、使用前に予測することが不可能であるため、使用終了後に協議して適切な措置を講ずる。

(問 12) 土地改良補償要綱第 57 条に規定する隣接土地に関する工事費の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 隣接土地に関する工事とは、事業の施行により隣接する土地を従前の用法による利用価値を維持するために必要となる通路、みぞ、かき、さく等を設置する工事をいう。
- 2 隣接土地とは、土地の一部を事業の用に供することにより従前の利用が不可能となった残地も含まれる。
- 3 隣接土地に関する工事費については、当該工事を必要とする者の要求により、その費用の全部又は一部を補償する。
- 4 事業の施行により生ずる騒音等を防止するための工事は、本条の隣接土地に関する工事からは除かれる。

(問 13) 土地改良補償要綱第 53 条に規定する立毛補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 使用に係る農地に農作物の立毛があるときは、当該立毛の粗収入見込額から当該農地の引渡時まで投下した農業経営費を控除した額を補償する。
- 2 粗収入見込額は、豊凶の著しい年を除いた当該立毛の評価時前 3 か年間の平均収穫量に当該立毛の市場価格を乗じて得た額と副産物の価格との合計額とする。
- 3 農業経営費は、肥料費、諸材料費、防除費、建物費、農具費、労働費、公租公課、借入資本利子及びその他の経費であり、労働費には雇用労働費と自家労働費があるが双方ともに補償対象となる。
- 4 使用する農地に立毛がない場合で、農作物を作付けするために既に費用を投下したときは、種苗費及び肥料費は補償の対象とするが、耕うん、整地その他の労働費は補償の対象としない。

(問 14) 土地改良補償要綱第 39 条の 2 に規定する庭木等の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 庭木等を伐採するときの補償は、当該庭木等の正常な取引価格と伐採除却に要する費用相当額との合計額から伐採により発生する材料の価格を控除した額とする。
- 2 建物等敷地の取得により残地に庭木等が存することとなる場合において、建物等の移転に伴い当該庭木等を移転することが相当であると認められるときは、当該庭木等を移転するのに要する費用を補償する。
- 3 防風、防雪等の効用を有する庭木等を伐採するときの補償は、当該庭木等の正常な取引価格に代えて、当該効用を代替する工作物の設置に通常要すると認められる費用相当額とすることができる。
- 4 庭木等を伐採するときの補償における伐採除却に要する費用には、伐採された当該庭木等を廃材として処分する場合の処分費は含まない。

(問 15) 土地改良補償要綱第 35 条に規定する移転雑費に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 事業の用に供するため取得する土地について、その権原が所有権以外の権利のときは設定の登記に要する費用を補償するが、抹消の登記に要する費用は補償しない。
- 2 移転対象となる建物について表示登記がされていないときは、登記に係る費用を補償しない。
- 3 事業の用に供するため取得する土地について、その権原が所有権のときは移転の登記に要する費用を補償する。
- 4 移転対象となる建物について表示登記はなされているが保存登記がされていないときは、表示登記に係る費用を補償する。

(問 16) 公共補償基準要綱第 7 条に規定する土地代に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 代替する公共施設等を建設する時の合理的な建設地点、合理的な移転先の決定は、建物等の施設について廃止又は休止する敷地の総面積を標準として、当該施設の有する公共性、公益性を考慮して合理的と認められる地点を選定する。
- 2 代替する公共施設等の建設先又は移転先の選定が合理的であるならば、従前と同量等価の土地代としなければならない。
- 3 公共施設等を合理的な移転先に移転するために必要な土地を取得するために要する費用を補償するときは、一般補償基準に基づいて算定した正常な取引価格をもってする。
- 4 既存公共施設等の機能回復を行う場合で、道路、鉄道の公共施設の建設地点又は移転先については、当該施設の利用者の利便性を考慮して技術的に可能と認められる地点を選定する。

(問 17) 公共補償基準要綱第 16 条に規定する自然施設の損壊に対する費用の負担及び第 17 条に規定する工事の施行に伴う公共施設等の損傷等に対する費用の負担に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 起業地内の自然施設が損壊される場合において、当該自然施設に代替する公共施設とは、河川の流水を地域住民が永年にわたって飲料水、防火用水等として利用していた自然施設に代わる簡易水道、防火用水槽等のことをいう。
- 2 事業の施行による起業地外の自然施設損壊に対しては、起業地内の自然施設の損壊と同様に取り扱うことが必要であると客観的に認められても、起業地内に準じて取り扱うことはできない。
- 3 自然施設の損壊に対する必要最小限の費用の負担は、当該代替施設の機能が従前の自然施設の機能を上回る場合においては、当該施設を上回る部分については補償しない。
- 4 起業地外の公共施設等の損傷等で社会通念上受忍の範囲をこえるものが生ずる場合において、当該公共施設等の管理者又は地方公共団体が機能を維持するための補修、模様替え等を行うときは、公共事業の起業者は、必要な最小限度の費用を負担することができる。

(問 18) 公共補償基準要綱第 8 条に規定する建設費に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 既存公共施設等の機能回復に要する費用を補償する場合は、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分相当額に限り控除した額を補償する。
- 2 既存公共施設等の機能回復を現物補償により行う場合において、既存公共施設等の管理者が当該補償工事の施行時期に減耗分相当額を負担することができないときは、起業者の負担により機能回復を行う。
- 3 既存公共施設等が分割等されることにより、その全部に相当する代替の公共施設等を建設しなければ機能回復が困難となる場合であっても、当該施設の管理者は当該施設等の全部を建設するのに要する費用を請求することはできない。
- 4 既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合において、代替の公共施設等を建設するために必要な費用については、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用とする。

(問 19) 事業損失の受忍限度の判定に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 物的損害等が認められる場合、その損害等が受忍の範囲を超えるか否かの判定に当たっては、事業の公共性、公法的基準遵守の有無も比較検討項目に含まれる。
- 2 損害等受ける者が当該場所に住み始めた時期と事業の実施時期との先後関係は、判定に重要な要素とはならない。
- 3 公共施設の建設工事の施行又は設置そのものが建築基準法等による規制又は騒音条例による規制等に合致しているか否かは、費用負担の判定要素となる
- 4 中央用地対策連絡協議会理事会決定として、事業損失に係わる費用負担の必要性の判定基準が定型化されているものは、その基準に従う。

(問 20) 事業損失の諸対策に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 構造、工法上の対策とは、事業損失の発生の原因を発生源で除去又は軽減を図るもので、例えば、工事施行中における事業損失防止施設の設置、使用機械の選択及び作業時間の検討を行うことをいう。
- 2 発生源対策とは、公共施設の使い方がいいかんが事業損失の発生に重大な影響を与えるため、施設の使用の方法を、自己規制を含めて規制することにより、事業損失の発生の原因を軽減又は除去することをいう。
- 3 補償対策とは、事業損失の防止対策が講じられたにもかかわらず損害等が発生した場合は、それを補填することや今後継続する損害等を軽減、除去又は予防するための費用を支払うこと等、起業地外の住民の被る損害等を補填することである。
- 4 施設内対策とは、公共施設の構造、工法等に十分な配慮を払って、損害等の防止又は軽減に努め事業損失の程度を最小限に抑える方策である。

(令和3年度)

問題 3

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

問題 3 土地収用制度及び用地調査等業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。

(問 1) 土地収用法の目的及び土地を収用し、又は使用することができる事業に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 土地等の強制取得に関する法律制度としては、土地収用法のほか、特別法として都市計画法、住宅地区改良法、鉱業法、採石法及び森林法等がある。
- 2 公共の利益となる事業に必要な土地等について、収用又は使用する場合の要件、手続、効果及び損失の補償等を定め、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。
- 3 事業を施行する上で必要な工事用道路、土捨場及び資材置場等の設置に関する事業は、付帯事業であるため、土地収用法は適用されない。
- 4 事業主体は、国や地方公共団体に限定されているわけではなく、営利を目的とする会社等が行う地方鉄道、電気工作物及びガス工作物に関する事業は、その事業の用に供する限りにおいては収用権が認められている。

(問 2) 事業認定の効力に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 事業の認定を得るには、事業認定申請書及びその添付書類を関係都道府県ごとに2週間公衆の縦覧に供する等の手続を経て認可告示されるものであり、事業の認定の効力は、その告示があった日の翌日から生ずる。
- 2 事業の認定の効力は、告示の日から1年以内に裁決の申請をしないとき、又は4年以内に明渡裁決の申立てがないときは、期間満了の日の翌日から将来に向かって、その効力を失う。
- 3 収用又は使用の手続を保留した土地について、事業の認定の告示の日から1年以内に手続開始の申立てをしないときは、事業の認定は、期間満了の日から将来に向かって、その効力を失う。
- 4 事業を廃止し、又は変更したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなった場合において、関係市町村長がその旨を告示したときは、事業の認定は、その告示があった日の翌日から将来に向かって、その効力を失う。

(問3) 収用又は使用の手続の保留と開始に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 起業者は、起業地の全部又は一部について、事業の認定後は、収用又は使用の手続を保留することができない。
- 2 手続の保留は、起業者の申立てによってなされるが、その申立ては、事業認定の申請と同時に行わなければならない。
- 3 手続が保留される起業地の範囲は、事業認定の告示と併せて告示され、その告示に係る起業地においては、手続の開始のときまで事業認定の効果が発生しない。
- 4 起業者は、手続を保留した土地について、その手続を開始しようとするときは、事業認定の告示の日から3年以内に都道府県知事にその旨を申し立てなければならない。

(問4) 土地調書及び物件調書の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 起業者は、土地所有者及び関係人（過失なくして知ることができない者を除く。以下同じ。）を立ち会わせて上、土地調書及び物件調書に署名押印させなければならない。
- 2 土地所有者及び関係人のうち、土地調書及び物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を当該調書に附記して署名押印することができる。
- 3 土地所有者及び関係人のうちに署名押印を拒んだ者又は署名押印をすることができない者がいるときは、起業者は、市町村長の立会及び署名押印を求めなければならない。
- 4 土地所有者及び関係人が著しく多数となり、かつ、権利者一人当たりの補償金が僅少であるような通常の想定を超える場合においては、土地調書及び物件調書の作成を省略することができる。

(問5) 収用又は使用の効果に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 起業者は、裁決において定められた権利取得の時期に、裁決に係る補償金等の払渡し等をしなければならない。
- 2 土地を収用するときは、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、起業者は、当該土地の所有権を取得し、その土地に関するその他の権利は消滅するが、差押え等の効力は失われない。
- 3 土地を使用するときは、起業者は、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、裁決で定められたところにより、当該土地を使用する権利を取得する。
- 4 明渡裁決があったときは、土地及び土地にある物件の占有者は、裁決に定められた明渡し期限までに、起業者に土地を引渡し、物件については工事が開始する日までに移転しなければならない。

(問 6) 個人情報の取扱いに関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 業務期間中は、個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用することを禁じられるが、この契約が終了し、又は解除された後においては、その責務を免れる。
- 3 業務に必要な個人情報を取得するときは、あらかじめ、受注者が所属する会社等の長に対してその利用目的を明示し、了解が得られれば、個人情報を取得することができる。
- 4 管理技術者が業務上必要であると判断した場合は、利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

(問 7) 地図等の転写に関する記述のうち、不適當なものはどれか。

- 1 地図の転写は、調査区域の管轄登記所に備え付けてある地図又は地図に準ずる図面について行う。
- 2 土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所での換地処分が行われる計画があるものについては、監督職員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行う。
- 3 転写した地図には、方位、縮尺、市区町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）、地目、地番及び所有者名を記載する。
- 4 地積測量図等の転写は、調査区域内の土地について、管轄登記所に地積測量図等が存する場合に、これを転写により行う。

(問 8) 公共用地境界の打合せ並びに資料の作成及び立会いに関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 調査区域内に公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定の方法について、管轄する市区町村職員の指示に基づき打合せを行う。
- 2 公共物管理者等との打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき筆界特定のための手続又は路線測量に必要となる資料の収集及び作成を行う。
- 3 公共物管理者等が現地において筆界特定の作業を行うときは、監督職員の指示に従ってこの作業を分担する。
- 4 転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行う。

(問 9) 用地測量の基準点及び境界測量に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 用地測量に使用する基準点について基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する路線測量及び水準測量の成果を基に検測して使用する。
- 2 基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転又は毀損等が生じているときには、管理技術者と照査技術者が協議の上対応する。
- 3 基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置及び座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受ける。
- 4 各境界点の測量を行うに当たっては、地積測量図又は用地平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測する。

(問 10) 立竹木の調査に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 庭木等の調査は、所有者の画地ごとに立木の位置を調査し、当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分する。
- 2 用材林の調査は、所有者ごとに、原則として、標準地調査により、樹種、本数、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林の別を調査する。
- 3 収穫樹の調査は、所有者ごとに毎木又は取得面積による樹種、樹齢（又は植付年次）、管理の状況等を調査する。
- 4 竹林の調査は、所有者ごとに竹林として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。

(問 11) 建物等の移転先の検討に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地としての要件に該当するか否かの検討をする。
- 2 残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物の推定再建築費は、精算額により積算するものとし、配置図、平面図、立面図、屋根伏図及び建築設備位置図を作成する。
- 3 残地を当該建物の移転先地とすることの検討に当たり、当該請負契約の対象とされていない補償項目に係わる見積額は、管理技術者が考察し積算する。
- 4 残地を当該建物の移転先地とすること等の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、工事計画平面図に対象となるものを明示する。

(問 12) 法人が営業主体である場合の営業に関する調査において、補償額の算定に必要な営業主体に係る調査事項に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- 2 資本金の額及び法人の組織（支店等及び子会社）並びに直近3か年の事業年度の確定申告書（写）
- 3 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- 4 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金並びに敷地及び建物の所有関係

(問 13) 補償説明に関する記述のうち、適当なものはどれか。

- 1 補償説明とは、権利者に対し、工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等に係る費用負担額の算定内容等の説明を行うことをいう。
- 2 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情その他必要となる事項について説明を受ける。
- 3 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、監督職員との打合せの結果を踏まえ、当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討等を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について、関係権利者と協議する。
- 4 権利者に対する説明は、2名以上の者を一組として権利者と面接することとし、また、権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所、その他必要な事項について了解を得た上で行う。

(問 14) 保安林解除等申請図書の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除等申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。
- 2 保安林解除申請図書の作成とは、森林法及び同法施行規則に規定する保安林解除の手續に要する関係書面を作成することをいう。
- 3 保安林解除等申請図書は、土地改良法、河川法、森林法及び同法施行規則並びに国有林野の管理経営に関する法律及び同法施行規則に定めるところに従うほか、保安林解除等申請図書作成要領及び管轄登記所の登記官の指示により行う。
- 4 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律及び同法施行規則に規定する国有林野の使用申請手續に要する関係書面を作成することをいう。

(問 15) 内水面漁業権等調査に関する記述のうち、不適当なものはどれか。

- 1 内水面漁業権等調査とは、内水面における水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む権利に関する調査をいう。
- 2 漁業調査等の実施に当たっては、事業の実施に伴い影響が予想される水域に係る漁業権等の範囲内の河川の現地踏査を行い、河川及び漁場の状況を把握する。
- 3 事業の実施に伴い影響が予測される漁業権等に関する漁業協同組合の概要、漁獲量、増殖事業実績及び漁業経営費等の調査並びに関係資料の収集を行う。
- 4 河川管理者及び関係市町村の立会いを得て、漁場環境の概要、漁場利用状況、河川の実態及び区間別漁獲量等の実態調査を行う。



